

議案第 53 号 守口市営住宅条例の一部を改正する条例案

ご報告申し上げます。

本案は、耐震性等に課題のある市営住宅寺方団地の一部及び市営住宅桜町団地について、入居者の退去が完了したことに伴い用途廃止するため、所要の改正を行おうとするものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、桜町団地については、廃止後、周辺環境に悪影響を及ぼすことのないよう適切に管理を行うとともに、跡地利用について全庁的に議論を進め、早期に具体的な活用方策を示されたいこと。なお、住み替え促進事業においては、引き続き入居者に寄り添いながら丁寧な対応に努められたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。